

第16回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和3年11月30日（火）10:00～11:05
項 目	健康増進事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、日高委員、松木委員 保健福祉局健康医療部健康推進課 上田係長 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 有永係長、兒玉主査
事務局	総務局文書館 花本館長、芦屋係長
傍聴人	0人
内 容	

健康増進事業に関する事務について

（健康推進課）《上田係長が全項目評価書（案）概要について説明》

健康増進事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価について、パブリックコメントの実施についてと書いてある補足資料で説明を行う。

今年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、健康増進法とマイナンバー法の改正に係る規定が施行された。この改正により、健康増進法の規定に基づき市町村が実施する健康増進事業において、住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導等に資するよう、住民の転居に際し自治体間で検診結果等の情報連携が可能となる。

また、この改正では、令和4年度以降、本市が実施している、がん検診や歯周病検診等の検診情報が新たにマイナンバーを介した情報連携の対象となるため、マイナンバー法に規定された特定個人情報保護評価を行う必要がある。特定個人情報保護評価においては、事業対象者が30万人を超える場合は、全項目評価を行い、広く市民の意見を求めることとされているため、全項目評価書案を公表し、パブリックコメントを実施した。

意見聴取期間は、令和3年10月6日から11月4日までの30日間、健康推進課、広報室広聴課、各区役所総務企画課、出張所、また市のホームページで全項目評価書を読覧した。その結果、提出された意見はなかった。

今回の特定個人情報保護評価は、令和4年度からの情報連携を可能とするために、今年度中に構築する検診管理システムの運用について、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するものである。

特定個人情報保護評価書の主な内容であるが、特定個人情報ファイル名は「成人検診情報ファイル」で、内容は、個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、がん検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診の健診結果及び精密検査の結果になる。

特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは、今後構築する検診管理システムで、その構築、保守・運用について事業者に委託を行う。事業者については、今月、総合評価方式の一般競争入札を行い、日本コンピュータ株式会社に決まっている。

特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策については、システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御し、ICカード及びパスワードによる認証、アクセスログの記録、委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保について徹底を行う。

検診にかかる個人情報の流れについて、概要を図で示している。

①受診勧奨では、本市が所有している「宛名管理システム」から検診対象者に関する情報を取得し、検診管理システムを経由して、検診の受診勧奨を対象の市民に行う。

- ②受診では、市民が検診委託をしている医療・検診機関で各種検診を受診する。
 - ③検診結果では、医療検診機関から提出された検診結果の内容審査を行い、検診管理システムに登録する。
 - ④検査結果では、登録された検診結果について、団体内統合宛名システムを経由し、自治体中間サーバーへ副本登録を行う。
 - ⑤精密検査受診勧奨では、検診受診者のうち精密検査対象者に対し受診勧奨を行う。
 - ⑥精密検査受診で、対象者は医療機関で精密検査を受診する。
 - ⑦精密検査結果では、当該医療機関から提出された検査結果の内容審査を行い、検診管理システムに登録する。
 - ⑧精密検査結果では、登録された精密検査結果について団体内統合宛名システムを経由し、自治体中間サーバーへ副本登録を行います。
- 市外転入者・転出者の検診情報を自治体中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを経由し、受け渡しを行う。
- また、検診管理システムにおいて各種検診の実績を集計し、県及び国へ事業の報告を行う。説明は以上である。

質疑応答

- (審査会委員) この検診の対象となるのは、市の国民健康保険加入者であるか。
- (健康推進課) がん検診については、職場で検診を受ける機会のない方、肝炎ウイルス検診については市民全員が対象になる。
- (審査会委員) 例えばパートで、職場で受けない人は対象になるか。
- (健康推進課) 職場で検診を受ける機会がなければ対象となる。
- (審査会委員) その判断はどのようにしているか。
- (健康推進課) 本人の申し出による。
- (審査会委員) 情報を確認できるのは、本人だけか。
- (健康推進課) 本人だけが自分のマイナポータルで確認できる。
- (審査会委員) 巷では、健康診断の情報や個人情報一般の事業者に流れるというふうなうわさがあるがどうなのか。
- (健康推進課) 民間の保険で健康診断書を提出したら保険料が安くなるような仕組みは聞いたことがあるが、健康診断結果が出回るとい話は聞いたことがない。
- (デジタル市役所推進課) マイナポータルを使うには、自身のマイナンバーカードが必要で、そこから他人の情報を取るのは、この仕組み上では難しい。自治体中間サーバーは、閉鎖された専用線等を使っているため、外部から侵入できない。
- (審査会委員) パブリックコメントの周知は十分だったか検証しているか。
- (健康推進課) 市のパブリックコメントの基本的な手続きである市政だよりや市ホームページで広報しており、それ以上はなかなか難しい。
- (審査会委員) 評価書8ページの⑧使用方法で、個人番号を用いた統計分析は行わないとしているが、暗号化、統合して解析を行うのか。
- (健康推進課) 国への報告は、個人の検診結果を集計し、受診率やがん検診の発見率等を算定するので、マイナンバーは使わない。
- (審査会委員) この人がこの検診を受けてこの病気になったというのは、分からないのか。
- (健康推進課) システムを確認すれば分かるが、国、県へ提出する統計情報では、個人的なことは分からない。

- (審査会委員) もっと解析すれば、全然違う病気との関連が分かって役に立つかもしれない。
- (審査会委員) 評価書19ページで、ほとんどの箇所がリスクへの対策は、十分であるとしているが、特定個人情報の提供・移転に関するルールについては、定めていないとされている。その理由は何か。
- (審査会委員) その下の欄のルール内容及びルール順守の確認方法については、他の業務所管課より情報の移転を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転を行っているという記載がある。審査をするわけなので、一定のルールはあるのではないか。
- (健康推進課) 今のところ、情報提供ネットワークシステム以外での他の部署への情報提供や移転は予定していないが、もし必要になった場合は、データ利用申請等の手続きが必要になる。
- (デジタル市役所推進課) 右上に提供・移転しないという欄があり、そこにチェックを入れれば、ここは記入の必要がないのかもしれない。様式を確認した上で、最終的なものに仕上げたい。
- (審査会委員) 自治体間で検診結果の情報を共有する必要性、転居した人について転居先の自治体に情報を提供する必要性は何かあるのか。また、がん検診の情報は、センシティブな情報であり、そもそもこういうファイルに載せてほしくないと言う方がいた場合に、その分を削除できるのか。他の自治体への移転はだめだと意思表示をされた場合にそれは可能なのか。
- (健康推進課) がん検診の結果については、陽性かそうでなかったかという情報は、今回除外されている。精密検査を受けたかどうかというところまで自治体間で把握をして、検診で疑いがあった人に精密検査を受けるよう保健指導を行うためやりとりを行う必要がある。精密検査の結果、陽性だったという情報は、今回の連携の対象からは除外されている。
- (審査会委員) 精密検査を受けるという時点である程度疑義が生じている。
- (健康推進課) 一次検診で疑いがあるという情報は明らかにはなるが、あくまで確定ではない。
- (審査会委員) 他の自治体に情報を流してほしくないという権利はないのか。
- (健康推進課) 他の自治体から情報を照会された場合は、照会を受けた側は必ず提供しなければならないというマイナンバー法の規定があるので、渡さざるを得ない。
- (審査会委員) 検診を受ける際にこの情報はどこどこに行きます、予めご了承下さいといった注意書きはあるのか。
- (健康推進課) ある。
- (審査会委員) 嫌だったら受けるなということか。
- (健康推進課) そうである。
- (審査会委員) 同意書みたいなものがあるということか。
- (審査会委員) リスク関連で確認するが、個人情報の流れのところで、医療検診機関と検診管理システムは、閉鎖的なシステムで情報を共有しているのか。医療検診機関は、民間の一般の医療機関なのか。
- (健康推進課) 北九州市医師会にすべて委託しており、個別の医療機関や健診機関が実施している。その結果がデータとして健康推進課に送られてきて、健康推進課

がシステムに登録を行う。

- (審査会委員) 健康管理システムは閉鎖的なシステムで安定性があると思うが、ヒューマンエラーというか人間が漏えいする場合がある。特に民間の機関に対してどのような教育や対策を行っているか。
- (健康推進課) 現在はシステムの構築段階であるが、出来上がって運用する段階でセキュリティの研修を行う予定にしている。市の職員に対しては、デジタル市役所推進室が毎年、セキュリティに関する研修を行っている。
- (審査会委員) 定期的な監査、点検のルールづくりはまだできてないのか。
- (健康推進課) 検診管理システムを操作するのは市の職員、健康推進課と区の保健福祉課、感染症医療政策課の職員だけであり、権限が付与された者しか使えない。その者に対する研修を毎年行っていく。毎年、人事異動があるので、権限を付与すると同時に研修を行うことを予定している。
- (審査会委員) フローチャート上では、医療機関や精密検査実施医療機関が直接、検診管理システムに入力を行うようになっている。
- (健康推進課) そういう図にはなっているが、医療・健診機関からデータを頂いて健康推進課の方で登録することとなっている。その間の図が抜けて分かりにくく、申し訳ない。
- (審査会委員) 健康推進課には、紙の状態で来るのか。
- (健康推進課) 個別医療機関で受診した場合は、紙の形で来る。集団検診で受けたものは、データでいただくようになっている。紙で来たものについては、健康推進課でデータ化し、検診管理システムに登録する。
- (審査会委員) 検診結果の情報はかなりセンシティブ情報で、要保護性が高い、漏えいした場合の結果も非常に重大であるが、特に今回セキュリティ面で通常より高い措置を講じたか。講じた部分があればどの部分か。
- (健康推進課) 基本的に他の行政情報と同じように、他のシステムと同様の措置をとれば十分と考えている。
- (審査会委員) 特にセキュリティレベルを上げたようなことはないのか。
- (健康推進課) 今まで市で導入したシステムと同様の仕様になっている。
- (デジタル市役所推進課) システム自体は、基本的に外部から遮断したところでしか使えないようになっている。各区役所や本庁舎で端末は使えるが、個人情報には専用線でしかアクセスできないようになっている。他のシステムともども十分な対策を取っている。
- (審査会委員) システムに入ってしまうと守られているのは、ある程度分かるが、システムに入れる前の紙の情報、職員が入力した後、紙はどうするのかなど、怖いと思う。
- (健康推進課) 健康推進課内の鍵付きキャビネットに保管しており、担当者とは別の者が鍵を保管している。
- (審査会委員) そういうことは、この評価書に書かなくてよいのか。ネットワークやサーバー間上でのリスク対応については書いてあるが、そもそもの入力する段階でのリスク管理が書かれてないのでは。
- (審査会委員) 23ページのサーバー室の入口付近に監視カメラを置いているだとか、鍵付のサーバーラックに設置しているといったことか。
- (健康推進課) 24ページに申告書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を

行うとしている。

- (審査会委員) もう少しちゃんと書いた方がいいのでは。
- (審査会委員) 6ページのチャートの下の備考欄の③と⑦に、提出された検診結果の内容審査を行い、検診管理システムに登録すると書いてあるが、何を審査しているのか。
- (健康推進課) 氏名、生年月日、性別、住所の4情報がきちんと記載されているか、検診内容に漏れがないかを確認する。
- (審査会委員) 内容審査は誰が行うのか。
- (健康推進課) 健康推進課、肝炎ウイルスや結核肺がん検診については、感染症医療政策課で行う。
- (審査会委員) 検診管理システムに入力する手前の状況がきちんと管理されている、そこで漏れいがないような対策について書いた方がいい。
- (健康推進課) 検討する。
- (審査会委員) 入力した情報の正確性の担保、チェックする仕組みはあるのか。
- (健康推進課) まずは担当者がチェックし、その後、係長、課長がチェックを行う。
- (審査会委員) 複数名でチェックするということか。
- (健康推進課) そうである。
- (審査会委員) 本人は確認できるのか。
- (健康推進課) 本人には、検診結果を複写してお渡ししており、データはマイナポータルで確認できる。
- (審査会委員) マイナポータルで間違いを発見した場合、それを報告すれば是正されるのか。
- (健康推進課) そうである。
- (審査会委員) 複写した検診結果は、医療機関から渡すのか。
- (健康推進課) そうである。
- (審査会委員) 評価書のリスク対策の選択肢については、十分であるが多くて、特に力を入れているが何か所かあるが、この使い分けはどのようにしているのか。基準はあるのか。漏れいリスクが高いから特に力を入れているということか。
- (健康推進課) システムの根幹に関する部分で、技術的に行うことできる部分については、特に力を入れているとしている。
- (デジタル市役所推進課) システムの大元については、デジタル市役所推進室で担当しており、外部からの遮断等について特に力を入れている。
- (審査会委員) 全国同じシステムなのか。
- (健康推進課) 基本的な機能はほぼ変わらないと思われるが、構築する事業者やパッケージソフトが異なっていたり、それぞれカスタマイズしている箇所が異なったりしており、全く同じとは言えない。
- (デジタル市役所推進課) 情報提供ネットワークシステムについては、全国一律のものであり、そこに入れるデータのレイアウト、項目や文字数等については統一されている。各自治体によって独自の検診項目があったり、カスタマイズしている場合がある。
- (審査会委員) 紙ベースのやり取りを残している理由はあるのか。民間と市役所が繋がるところが一番気になるが、政府をはじめとしてデジタル化を進める中で、内部的なイントラネットでやり取りができるのであれば、そちらの方向で考

えてもよいのではないか。

(健康推進課) 基本的に検診自体は、どの医療機関もまだ紙ベースで行っている。集団検診については、紙ベースのものを検診機関がデータ化し、市に納入してもらっているが、個別検診については、紙で提出してもらっている。

(審査会委員) 紙の管理に関して検討すると言っていたが、何を検討するのか。

(健康推進課) キャビネットに保管する等、評価書に記載されていない部分について追加することを検討したい。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「健康推進事業に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。」と認めてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。